

## 窮民救済を旅先から指示

凶作の報せを受けて 文化九年（一八二二）一〇月五日、九州第二次測量中の忠敬は豊後の日田（ひた）で、娘の妙薫から、利根川が大洪水なので、忠敬の所持金の利息を使って救済出動すべきだと思う、という書状を受け取る。忠敬は直ぐに対策を指示した。

六月二七日から盆後まで風雨、利根川大洪水で、川沿いの村々は大凶作、嶋々地区では家々が壊れ、諸道具も、貯えた穀物も流失とのことに驚いている。嶋々は天明の災害より難渋とのことで心配しています。こういうときの用意にと、私の代には貯えた金が二〇〇両もあったが、現在はなくなつて残念です。しかしながら、先祖よりこれまで、凶作の節には窮民を救つてきたのですから、窮民は佐原に限らず、篠原、津宮新田、嶋々まで、なるべく広く救うべきです。

それについて、私の所持金の利息から支出したいとお話を了解しました。大変結構なことです。この凶作の様子では、来年の春になると小百姓共は食べ物に困るようになるでしょう。しかし天明の時とは違って国々は八分作であり、そちらでも丘陵地域は相応の作ということなので、米の値段はあがつても（一両に）一石から八斗くらいまでと思われまます。

そして天明とは違って公儀から配慮もあるので、人命にかかわることはないでしょう。もし来年春になつて、佐原村はもちろんだが、津宮、篠原、向洲ならびに嶋々の小前の者の内、餓死しそうな者が出てきたら、私の所持金から五〇両でも六〇両でも援助します。伊能本家からも七・八〇両または一〇〇両でも差出し、嶋々に至るまで救済すべきでしょう。

わが身をつねって人の痛さを知るところから、本家の身上をそれだけ減らしても、窮民を救済すべきです。その代わり、お屋敷（領主）への貸付け金を止め、（米穀）売買を休み、質素に五・七年も暮らせれば救い

金の分くらいは埋め合わせできます。それでも合わなかった場合は私の所持金から、足りない分を埋め合わせます。と指示を出した。

このあとに、天明の飢饉の前、自分の米相場がはずれて大損しそうになったとき、損金の見極めをつけて腹をくくった例をあげて、窮民救済のための一〇〇両くらいはすぐもとが取れる、と説教している。来春は米の値段があがるが、天明七年（一七八七）の春ほどにはあがらないだろう。窮民も天明のときほど多くは出ないと思う。よく調べないで、餓死ほどではなく、どうやら暮らしている者に施しをするのは、仏法でいう名聞（みょうもん）を求めることに近い。

春になってから、伊能籐左衛門とよく相談して、糠（ぬか）を食べるとか、青草を食べているとか、あるいはなにも食べかかねている窮民があれば、お救いになるべきである。私からも援助しよう。佐原村のなかの救い方は、当主人（息子の景敬）が知っているように世話人二人を立て、いわゆる鍋を伏せた者を帳面に記し、順番にほどこして行くべきである。古い帳面もあるので参考にしたらよい。

大変、念入りなアドバイスである。しかし、これは妙薫に対する手紙の内容である。話は本当は当主の景敬にあてるべきものである。名聞を求めるなどは、景敬にそういう傾向があるので戒めているのである。夫の盛右衛門死没後、詫びを入れて家に戻った妙薫とは意見がよく合ったが、景敬とは合わなかったらしい。そして、景敬はこの翌年、忠敬が五島列島測量中に死亡する。

二男秀蔵といい、景敬といい、忠敬は息子たちと真に力を合わせることができなかったのは不幸なことである。忠敬が妥協しなかったので、息子たちはついていけなかったのであるうか。ここまでいっても、まだ不十分と思ったのか、追記でさらに念押しをしている。これを読むと息子の景敬はいわれても、そのとおりにしないことがわかつている感じである。